

## 茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、奨学金の貸与を受けて指定保育士養成施設を卒業し、保育士証の交付を受け市内の施設に保育士として就職した者又は奨学金の貸与を受けて看護学校等を卒業後、看護師免許若しくは准看護師免許を取得し市内の施設に看護師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。）として就職した者に対し、当該奨学金の返済に要する費用の一部を補助することにより、当該者の就職後の経済支援を行い、もって市内の施設における保育士及び看護師等の確保及び離職の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 指定保育士養成施設又は看護学校等への就学する時又は在学中に、自己の学費に充てることを主な目的として自己の名義で借り受けた資金をいう。
- (2) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する者をいう。
- (3) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。次号及び第7号において「法」という。）第5条に規定する者をいう。
- (4) 准看護師 法第6条に規定する者をいう。
- (5) 補助対象施設 市内に所在する児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び児童福祉法第6条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所をいう。ただし、国又は地方公共団体が設置した施設を除く。
- (6) 指定保育士養成施設 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。
- (7) 看護学校等 法第21条に規定する大学、学校若しくは養成所又は法第22条に規定する学校若しくは養成所をいう。

### (補助対象奨学金)

第3 補助の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が指定保育士養成施設又は看護学校等を卒業するために貸与する奨学金
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める奨学金

### (補助対象者)

第4 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) この要綱による補助を受けたことがない場合 次のいずれの要件にも該当する者

ア 奨学金の貸与を受けて指定保育士養成施設又は看護学校等を卒業していること。

イ 第8第1項の規定による申請を行う日の属する年度（以下「申請年度」という。）の4月から翌年2月までの期間又は当該年度の前年度（以下「特定年度」という。）の3月に奨学金の返済を行っていること。

ウ 令和3年4月1日以後に、新たに常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する場合を含む。ウにおいて同じ。）の保育士（保育に従事する者に限る。）又は令和6年4月1日以後に、新たに常勤の看護師等（保育又は看護業務に従事する者に限る。）として補助対象施設に雇用（期間に定めのない者に限る。）され、当該補助対象施設（当該補助対象施設を運営する法人等が運営する他の補助対象施設を含む。）に申請年度の翌年度の4月1日において、保育士又は看護師等として在籍していること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団員排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

オ その他市長が別に定める要件を満たしていること。

(2) 継続して補助金の交付を受ける場合 次のいずれの要件にも該当する者

ア 前号アからオまでのいずれにも該当すること。

イ 申請年度の4月から翌年2月までの期間又は特定年度の3月に補助対象者が奨学金の返済を行っていること。

（継続補助対象期間）

第5 継続補助対象期間は、雇用された月から補助対象者が補助対象施設において、保育又は看護業務に従事しなくなった（産前産後休暇、育児休業等のうち、市長が適当と認めたものにより保育又は看護業務に従事しなくなった場合を除く。）日の属する月の前月までとする。ただし、補助金の交付を受け始めた月から120月を上限とする。

（補助対象経費）

第6 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が申請年度の4月から翌年2月までの期間及び特定年度の3月（第8第1項第2号において「補助対象期間」という。）に奨学金の返済に要した費用（利子を含み、遅延利息、振込手数料、この要綱による補助金以外の補助金等（国、地方公共団体その

他の団体（本市を含む。）が交付する補助金等をいう。）を受ける際に当該補助金等の交付の対象となる奨学金の返済に要する費用（利子を含む。）その他市長が不相当と認めたものを除き、1月当たり20,000円までとする。）とする。

（補助金の額）

第7 補助金の額は、補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）と240,000円のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第8 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金（新規・継続）交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与（元金及び利息の内訳を含む。）を証するもの

(2) 補助対象期間に返済した奨学金の金額を証するもの

(3) 指定保育士養成施設又は看護学校等を卒業した者であることを証するもの

(4) 保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し

(5) 雇用証明書

(6) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書（別記様式）

2 市長は、前号各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（補助金の交付決定）

第9 市長は、第8第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金（新規・継続）交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金（新規・継続）不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（補助金の継続申請等）

第10 第9の規定により補助金の交付の決定を受けた者で、継続して補助金の交付を受けようとするものは、毎年度指定された期日までに茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金（新規・継続）交付申請書兼請求書に第8第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による継続申請があった場合、市長は第9に準じて補助金を決定し、

申請者に対し茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金（新規・継続）交付決定通知書により通知する。

（補助金の交付）

第11 市長は、第9又は第10第2項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に補助金を交付する。

2 補助金の交付は、申請者が指定する金融機関の口座への振込みの方法により行うものとする。

（補助金の返還等）

第12 市長は補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第13 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 令和4年3月1日から同月31日までに第8第1項の規定による申請を行うものに係る第4及び第6の規定の適用については、第4第1号イ中「までの期間又は当該年度の前年度（以下「特定年度」という。）の3月」とあるのは「までの期間」とし、第6中「までの期間及び特定年度の3月」とあるのは「までの期間」とする。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和12年3月31日をもって失効する。

（失効に伴う経過措置）

4 この要綱の失効前に第8の規定により補助金の交付申請を行った者に対する第9から第13までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月12日から実施し、改正後の茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に改正前の茨木市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）による補助を受けている者に係る第5の規定に規定する継続補助対象期間については、改正前の要綱により補助を受けた期間を通算する。
- 3 この要綱は、改正前の要綱による補助を受け、この要綱の実施の日前に改正前の要綱第5ただし書に規定する期間を経過した者についても適用する。この場合において、第5ただし書中「補助金の交付を受け始めた月から120月」とあるのは、「120月（改正前の茨木市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱により補助を受けた期間を含む。）」と読み替えるものとする。
- 4 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別記様式（第4関係）

誓約書

年 月 日

（あて先）茨木市長

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、  
名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

性別

私は、次の事項について誓約します。

なお、この誓約の内容に関して必要な場合には、自己の法人その他の団体の役員等の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿を本人の同意の上、提出するとともに、大阪府茨木警察署に照会することを承諾します。

自己又は自己の法人その他の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団密接関係者

上記の(1)から(3)までに該当するものがあつた場合は、茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱第5第1項に基づく措置を受けることを承諾します。

※ この様式に記載された個人情報は、暴力団を排除する目的以外には使用しません。

茨木市暴力団排除条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号及び第4条第1項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4)～(6) (略)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抜粋)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) (略)
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) (略)

茨木市暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（ウにおいて「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

様式第1号（第8、第10関係）

茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金（新規・継続）交付申請書兼請求書

年 月 日

（申請先） 茨木市長  
（請求先）

保育士等奨学金返済支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。  
また、当該補助金の交付決定があったときは、指定口座への振込みの方法により当該補助金を請求します。

申請者（請求者） 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日			
	⑩ ※自署の場合は押印不要						
住所	(〒 - )						
電話番号							
メールアドレス							
奨学金の種類			奨学金 貸与機関名	・日本学生支援機構 ・その他 ( )			
補助金振込先口座	金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農業協同組		口座の種類		
	合				普通・当座・その他		
	支店名	本店 支店 出張所	支店番号	口座番号 (7ケタ)			
	フリガナ		口座名義 (※)				

(※) 口座名義は、申請者（請求者）と同一の者としてください。

<添付書類>

- (1) 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与（元金及び利息の内訳を含む。）を証するもの
- (2) 補助対象期間に返済した奨学金の金額を証するもの
- (3) 指定保育士養成施設又は看護学校等を卒業した者であることを証するもの
- (4) 保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し
- (5) 雇用証明書
- (6) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

同意書

私の茨木市大学奨学金利子補給事業実施要綱（平成27年10月1日実施）による補助金の交付状況等について、必要となる調査及び確認をすることに同意します。

申請者（請求者）氏名

⑩

※自署の場合は押印不要

住所  
氏名 様

茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書

茨木市指令 第 号  
年 月 日

茨木市長 

年 月 日付け申請の茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金は、次のとおり交付します。

交 付 額	金 円
振込予定年月日	年 月 日

※ 振込日に変更があった場合は改めて通知します。

住所  
氏名 様

茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金不交付決定通知書

茨木市指令 第 号  
年 月 日

茨木市長 

年 月 日付け申請の茨木市保育士等奨学金返済支援事業補助金は、次の理由により不交付と決定しました。

理 由	
-----	--